

議 案 第 9 号

浦安市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

浦安市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように制定する。

令和7年9月4日提出

浦安市長 内 田 悦 嗣

提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、
引用条項を改めるため、改正を行うものである。

浦安市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

浦安市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成21年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同条第14項」を「同条第15項」に改める。

第4条第2号中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改め、同条第3号及び第4号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第7条第1号中「同条第14項」を「同条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。